



平成 24 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 山下 徹
(コード：9613、東証第 1 部)
問合せ先 I R・ファイナンス室長 金江 隆司
(TEL. 03-5546-9962)

(訂正) 株式会社 J B I S ホールディングス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせの一部訂正

平成 24 年 1 月 31 日付けで公表いたしました「株式会社 J B I S ホールディングス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、訂正すべき箇所がありましたので、お知らせいたします。

訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(23 ページ)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	4,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.33%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	321,952 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	326,008 個	

(訂正後)

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	4,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.33%)
<u>買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数</u>	<u>105,797 個</u>	<u>(買付け等前における株券等所有割合 32.42%)</u>
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	321,952 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	326,008 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は対象者の平成23年11月14日提出の第6期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の単元未満株式数(29,500株)に係る議決権の数(295個)を分母に加算し、326,303個として計算しています。

以 上